



～ 事務室からのお便りです ～

ご家庭へ情報をお伝えする1つのツールとして、「ご家庭向け事務室だより」を発行しています。コンセプトは「知っていると役立つかもしれない」情報のお知らせです。

県内一の大規模校である本校の事務部として、子どもたちの学びの場を整えていきたいと思います。

事務部は、^{かぶらき} 鏑木と^{いずみだ} 泉田の2人体制にて事務室で仕事をしています。



子どもに関する様々な制度について

児 童 手 当 と は ？

中学校修了前までの児童を育てられているご家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした手当のこと。

① 対象：0歳～15歳年度末までの児童

② 手当支給月額 単位（円）

子ども	3歳未満	3歳以上～ 小学校修了前	中学生
第1子 第2子	15,000	10,000	10,000
第3子	15,000	15,000	10,000

（申請者の所得制限あり）

③ 支給月（年3回）

6月・10月・2月

（上記の月の基本10日に4か月分）

「問合せ先」 郡山市子ども支援課 給付係

児 童 扶 養 手 当 と は ？

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支えることを目的とした手当のこと。

① 対象：0歳～18歳年度末までの児童

② 手当支給月額 単位（円）

区 分	全 部 支 給	一 部 支 給 （ 所 得 に 応 じ て ）
児 童 1 人 目	42,910	42,900 ～ 10,120
児 童 2 人 目	10,140	10,130 ～ 5,070
児 童 3 人 目 以 降	6,080	6,070 ～ 3,040

（申請者の所得制限あり）

③ 支給月（年6回）

1月・3月・5月・7月・9月・11月

（上記の月の基本11日に2か月分）

「問合せ先」 郡山市子ども支援課 給付係

就学援助制度とは？

義務教育（小学校、中学校）を受ける児童のご家庭に対して、経済的理由により困っている場合に学用品費や給食費等の就学に必要な費用の一部を援助することを目的とした制度のこと。

「申請期間」

申請については、随時受付しています。

（今年度分の〆切は1月末）

「申請場所」

「富田東小 事務室」又は

「郡山市教育委員会 学校教育推進課」

「認定要件の一例」

児童扶養手当を受給している場合

※表面を参照ください。

就学援助制度は、子どもたちが楽しい学校生活を送るために、活用できる制度です！

制度を活用することに抵抗があると感じる方へ



ちょっとだけ、捉え方を転換してみませんか？

就学援助制度を活用することにより、今まで負担していたものが減ることとなります。

その減った分を、子どものために使ってあげてください。

新しい本を買ったり、新しい服を買ったり、美味しいものを食べたり、子どもとの楽しい時間を過ごすために使ったりなど。

申請が面倒そうだな… 抵抗があるな…と感じていても、子どものために一歩踏み出してはみませんか？

何かありましたら、お気軽に

事務室までご連絡ください。

t e l : 0 2 4 - 9 2 3 - 7 4 8 1



令和2年度 諸会費集金について

今年度も残り、3回となりました。

本校では安全面を配慮し、口座振替を導入しております。

振替日前に、通帳の残高確認をよろしくお願いいたします。

「口座振替日」

11月分 11月26日（木）

12月分 12月28日（月）

1月分 1月26日（火）

※1月分は、3学期分副教材費も併せて集金いたします。詳細は後日お知らせいたします。

**学校HPにも事務室からの
お知らせを掲載しています。**

